

新1年生の入学通知書 届いていますか？

今年4月に小学校へ入学する児童(平成27年4月2日～22年4月1日生まれ)の入学通知書を保護者あてに、送付しました。

届いていない場合は学校教育課へ連絡を。
▶詳しくは、学校教育課(☎66・1072)へ。



放課後児童クラブの利用申し込み
2月12日まで受け付け

4月からの放課後児童クラブの利用申し込みを受け付け。対象や利用の要件などは以下のとおりです。

【対象】

保護者が仕事などにより昼間
家庭にいない小学生

【実施施設・定員】

- ◆児童センターふたば(30人)
- ◆なかすじ保育園放課後児童クラブ(30人)
- ◆新舞鶴・三笠・倉梯・倉梯第二・与保呂・志楽・朝来・中舞鶴・明倫・吉原・余内・池内・中筋・福井・高野・岡田・由良川小学校区の児童クラブ(各20～30人)
- (新舞鶴小学校区は3クラブ、倉梯・志楽・明倫・余内・中筋小学校区は各2クラブを設置)



【利用時間】

放課後～18時30分
(土曜日や長期休業期間などは8時～18時30分)

【利用料】

利用月	金額
2月、5月、6月、9月、10月、11月	5,000円
1月、12月	6,000円
3月、4月、7月	7,000円
8月	9,000円

※兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目から半額
※保険料などが別途必要

【申し込み方法】

所定の用紙(各児童クラブ、子ども支援課、西支所保健福祉係に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に就労証明書などの必要書類を添えて、2月12日(金)までに希望の児童クラブか同課、同係へ提出(期限厳守)。

【利用者の決定】

多数の場合、児童の学年や保護者の勤務状況などを考慮し決定。
▶詳しくは、子ども支援課(☎66・1008)へ。

まいづる四季旅新シリーズ
「まちを知る」まち歩き観光ボランティアスタッフの募集

舞鶴の魅力を多くの人に紹介する「まち歩きツアー」の運営スタッフを募集。

舞鶴の文化や歴史、自然など舞鶴の「イイトコロ」を一緒に考えてみませんか？

【対象】舞鶴の魅力を紹介するツアー作りに案内人やスタッフとして参加したい人

※月1回程度の打ち合わせあり

【申し込み方法】氏名、連絡先を電子メール(kanshou@post.city.maizuru.kyoto.jp)かファクスで観光商業課へ。
▶詳しくは、観光商業課(☎66・1024、FAX62・9891)へ。

文化財の保全に補助金を支給

文化財として価値が高いと認められる神社や寺院、地域に伝わる貴重な文化資料・伝統行事の保全に京都府や舞鶴市の補助を受けることができます。

【相談の期間】

2月26日(金)まで

【対象】

- ◆江戸時代以前に建てられた神社・寺院などの建物修理
- ◆室町時代以前の仏像、明治時代以前の仏画・ふすま絵など美術工芸品の補修やその保存に必要な収蔵庫の整備
- ◆戦前から伝承されている民俗芸能、伝統行事で用いられる太鼓、屋台などの修理や衣装の購入 など

▶詳しくは、社会教育課(☎66・1073)へ。

社会教育委員を募集

社会教育の分野への市民参画を拡大するため、社会教育委員(若干名)を募集します。任期は2年。

【対象】

市内在住の20歳以上で、社会教育・学校教育の関係者など、社会教育に関する取り組みの推進に役立ちたいという意欲がある人

【内容】

年5回程度の会議や勉強会、研修会などに出席し、社会教育に対する助言などを行う

【選考方法】

市教育委員会で選考

【申し込み方法】

2月19日(金)までに履歴書(様式自由。応募動機、主な職歴含む)と「住んでよし」のまちづくりのために自分ができること」をテーマにした作文(任意様式800字まで)を郵送か持参で社会教育課へ。

▶詳しくは、社会教育課(☎66・1073)へ。

シカ・イノシシの一斉捕獲を実施
安全確保のため入山を禁止

農林業被害の軽減を図るため、ニホンジカとイノシシの猟銃による一斉捕獲を実施します。安全確保のため、捕獲区域の山林への入山ができません。

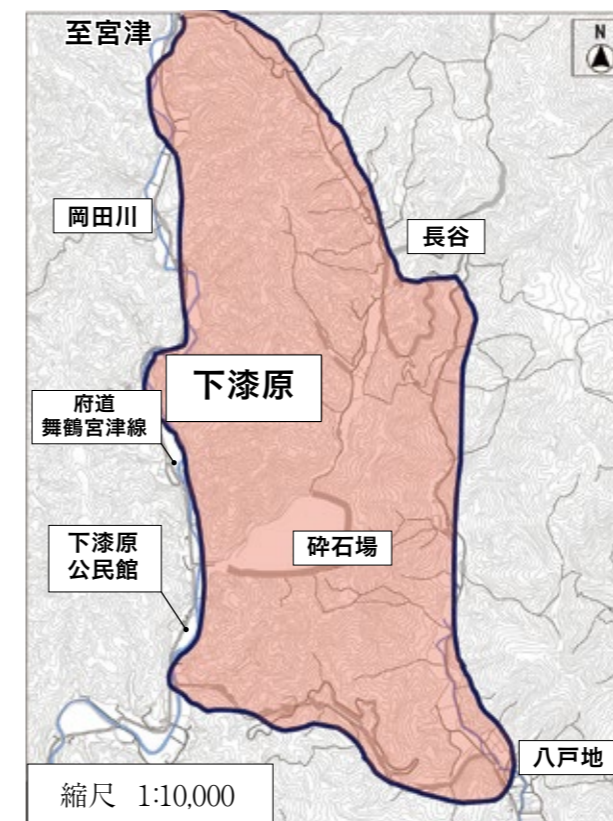
【実施日】

2月28日(日)9時～15時(予定)

【捕獲区域】市内字下漆原地区の山林

※捕獲区域の詳細は下図を参照。

▶詳しくは、農林課(☎66・1030)へ。



介護用品の購入券を支給

【対象】

介護保険制度の要介護認定「要介護4から5」に該当し、市民税非課税世帯で65歳以上の人を在宅で介護している家族

※対象者には2月上旬に申請書を送付。

【支給額】

1枚1,000円のチケットを20,000円分ずつ年2回支給。基準日は8月1日と2月1日。

【申し込み方法】

2月10日(水)～2月24日(水)に高齢者支援課へ(昨年8月に支給を受けている人は申請不要)

【その他】

平成27年4月以降、世帯構成や世帯員の市民税課税状況に変更があった場合は、同課へ連絡を。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1012)へ。

障害のある人の福祉サービス
重複利用者などの負担を軽減

平成27年3月～28年2月に利用した障害福祉サービスの負担を軽減するため、所得区分ごとに定めた利用者負担の上限額の超過分を支給します。

【高額障害福祉サービス費】

◆内容 利用者負担額(月額、高額介護サービスなどにより償還された費用や食・光熱水費などは除く)の合計が国が定める上限額(37,200円)を超えた分

◆対象の世帯

- ◇障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)や児童福祉法に基づく障害児施設を利用する人が複数いる
- ◇障害福祉サービスと補装具、障害福祉サービスと介護保険のサービスを併せて利用している人がいる
- ※障害福祉サービス費の負担額が0円の人は対象外。

【重複利用者への支給】

◆内容 利用者負担額(月額)の合計が、府・市の定める上限額(下表)を超えた分

◆対象のサービス

- ◇在宅生活者の障害福祉サービス
- ◇自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)
- ◇補装具

《重複利用者負担の上限月額》

所得階層区分		上限額(月額)
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	収入が年間80万円(障害基礎年金2級相当)以下	7,500円
	障害基礎年金1級および特別障害者手当のみ	12,300円
市民税課税世帯	上記以外	18,600円
	市民税所得割16万円未満	37,200円
	市民税所得割16万円以上	

【申請方法】口座振込に際して必要なもの(印鑑、通帳など)と領収書、**個人番号の通知カード**、障害者手帳が受給者証を持参し、3月11日(金)までに障害福祉・国民年金課(☎66・1033、FAX62・7957)か西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX77・1800)へ。

自動販売機 設置事業者を募集

公共施設に設置する自動販売機設置事業者の一般競争入札を実施します。

【設置期間】4月1日(金)～来年3月31日(金)

【設置場所】西総合会館など10カ所

【種類】清涼飲料水・アイスクリーム

【申し込み方法】所定の用紙(資産活用課に備え付け。市ホームページからダウンロード可)に必要な書類を添えて郵送か同課窓口へ。2月10日(水)必着。

【候補者の決定】2月12日(金)に決定。落札候補者のみにファクスと郵送で通知。

▶詳しくは、資産活用課(☎66・1045)へ。